平成30年第8回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年8月29日午後1時30分、下記の件の議定のため平成30年第8回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 事務報告

日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 5 報告第 2号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届につ

いて

日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について

日程第 7 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第10 議案第 5号 農用地利用集積計画について

日程第11 議案第 6号 農用地利用集積計画変更願について

日程第12 議案第 7号 農用地利用配分計画について

日程第13 議案第 8号 非農地証明願について

1、出席委員 (23名)

1番 三 浦 正 勝、 2番 大 黒 昭 夫、 3番 阿 部 一 信、

4番 吉 田 優 俊、 5番 岩 淵 敬 一、 6番 佐 竹 きみ子、

7番 狩 野 善 典、 8番 大 場 裕 之、 9番 曽 根 金 雄、

10番 千葉優子、11番 鈴木春江、12番尾形陽一郎、

13番 及 川 正 一、14番 多 田 仁 一、15番 佐々木 吉 司、

16番 菅 原 英 俊、17番 岩 渕 弘、18番 佐々木 弘、

19番佐藤勝、20番狩野和義、21番秋山憲義、

22番米山嘉彦、24番鈴木康則

- 2、欠席委員 (1名) 23番 黒 澤 光 啓、
- 3、議事に参与した者

 事務局長
 小野寺
 昭
 仁

 事務局長補佐
 阿
 部
 泰
 憲

 主幹兼農地農政係長
 小野寺
 崇

 農地農政係
 主査
 菅
 原
 丁

 農地農政係
 主査
 千
 葉
 季

(午後1時30分 開会)

議 長 ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

只今から、平成30年第8回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は22名であります。定足数に達しております ので直ちに会議を開きます。

議 長 欠席及び遅刻の通告があります。

議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から所要のため欠席 の通告、

議席番号4番 吉田 優俊 委員から所要のため遅刻の通告があります。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、議席番号8番 大場 裕之 委員、 議席番号9番 曽根 金雄 委員の両名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いま すが、これにご異議ございませんか。
 - 一[異議なし]の声一
- 議 長 ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。
- 議 長 日程第3、事務報告をします。事務局長から報告いたします。
- 事務局長 7月28日から8月29日までの事務・事業結果並びに8月31日 から9月26日までの事務・事業予定について事務局長が報告。
- 議 長 これで、日程第3、事務報告を終わります。
- 議 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に ついて、報告します。

第1区の番号1番から11番までの11案件、第2区の番号12番の1案件、合計12案件について、事務局から報告いたします。

事務局 第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 面積816㎡、双方合意 による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、瀬峰地区の田30筆 面積19,468㎡、畑2筆 面積1,799㎡、合計21,267㎡、

番号3番は、瀬峰地区の田7筆 面積6,914㎡、

番号4番は、瀬峰地区の田15筆 面積13,300㎡、

番号5番は、瀬峰地区の田14筆 面積12,013㎡、

番号6番は、瀬峰地区の田17筆 面積20,588㎡、

いずれも、議案第7号の配分計画関連案件で、瀬峰地区の双方合意 による農地中間管理事業配分計画の賃貸借権設定解約の5案件、

番号7番は、瀬峰地区の田32筆 面積26,272㎡、

番号8番は、瀬峰地区の田6筆 面積3,837㎡、

番号9番は、瀬峰地区の田1筆 面積2,422㎡、

番号10番は、瀬峰地区の田6筆 面積5,255㎡、

いずれも、議案第6号の集積計画変更願関連案件で、双方合意による農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の4案件、

番号11番は、瀬峰地区の田11筆 面積11,767㎡、議案5 号の集積計画関連案件で、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解 約の1案件、

第2区の番号12番は、志波姫地区の田18筆 面積20,727 ㎡、議案第6号の集積計画変更願関連案件で、後継者への経営移譲の ためによる農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、12案件を説明報告。

- 議 長 これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定によ る通知について、報告を終わります。
- 議 長 日程第5、報告第2号、農地法第5条の規定による許可指令書の返 納届について、報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号1番は、若柳地区の畑1筆、面積4,027㎡の内、2,735 ㎡、土取場として一時転用し、土砂を販売後、野菜を作付けする計画で、平成29年8月10日付けで宮城県から許可されていたが、土質が悪く用途が限られ、買い手がつかず計画を廃止するため、返納する旨の1

案件を説明報告

- 議 長 これで、日程第5、報告第2号、農地法第5条の規定による許可指令 書の返納届について、報告を終わります。
- 議 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

- 事務局 番号1番は、築館地区の田2筆、面積2,993㎡、平成18年11 月24日付けで所有権移転贈与の許可がされたが、その後、譲受人の夫 が病気で労力不足になり、所有権移転贈与の登記まで至らず、今後も譲 受人が耕作する見込みがないため、許可の取消しを求める旨を説明。
- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願についての1案件は、原案のとおり取り消すことに、ご異議ございませんか。

- 一「異議なし」の声一
- 議長ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消 願についての1案件は、原案のとおり取り消すことに決しました。 議 長 日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議します。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の田1筆 面積705 m²、労力不足による市 外取得者の所有権移転売買の1案件、

> 番号2番は、築館地区の畑2筆 面積1,230㎡、経営の合理化 (耕作利便)による所有権移転売買の1案件、

番号3番は、築館地区の田2筆 面積2,065㎡、労力不足による賃貸借権設定の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 面積685㎡、経営の合理化(耕作利便)による所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田2筆 面積1,739㎡、耕作不便による所有権移転売買の1案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

- 議 長 次に、去る8月21日、議席番号13番 及川 正一 委員、農地 利用最適化推進委員 氏家 優一 委員及び 鈴木 孝夫 委員が現 地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。 それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。
- 推進委員 8月21日、及川 農業委員、鈴木 推進委員、事務局の菅原主 査、私の4人で現地確認を行いました。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、

番号1番は、地目が田でありますが牧草が作付けされており、労働力不足による所有権移転売買の案件で、移転後はかぼちゃの作付けとのことであり、周辺にも影響を与えないものと判断しました。

番号2番は、耕作利便の解消による経営の合理化を図るため、相手 方の要望による親戚間の所有権移転売買で、特に問題はないものと判 断しました。 番号3番は、労働力不足解消のため、相手方の要望による親戚間の 賃貸借権設定で、特に問題ないものと判断しました。

番号4番は、耕作利便の解消による経営の合理化を図るため、相手 方の要望による所有権移転贈与で、特に問題はないものと判断しまし た。

番号5番は、労力不足解消のため、相手方の要望による所有権移転 売買で、特に問題ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。 次に、第2区の番号6番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 番号6番は、若柳地区の田1筆 面積956㎡、耕作不便による所 有権移転売買の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。
- 議長 次に、去る8月24日、議席番号3番 阿部 一信 委員、農地利 用最適化推進委員 小野 大介 委員及び 阿部 正一 委員が現地 確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いたします。 それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。
- 推進委員 議案第2号、農地法第3条の許可申請について、去る8月24日、 農業委員の阿部 一信 委員、農地利用最適化推進委員の阿部 正一 委員、私と事務局の千葉主査の4人で書類審査を行い、特に問題はな いものと判断いたしましたので、ご審議の程よろしくお願いいたしま す。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

- 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。 次に、第3区の番号7番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 番号7番は、栗駒地区の田1筆 面積340㎡、親子間の経営継承 による所有権移転贈与の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。
- 議 長 次に、去る8月23日、議席番号4番 吉田 優俊 委員、農地利 用最適化推進委員 狩野 正行 委員及び 芳賀 博秋 委員が現地 確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。 それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。
- 推進委員 去る8月23日、吉田 農業委員、芳賀 推進委員、私、事務局千 葉主事の4人で、栗駒総合支所内で机上調査を行いました。 農業後継者へ経営継承するための親子間の贈与であり、特に問題な いと判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての7案件は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議長ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申 請についての7案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 日程第8、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

- 事務局 番号1番は、築館地区の田4筆、面積1,209㎡を転用し、位置 指定道路の造成、アパート2棟及び駐車場を建築造成し、不動産収入 を得るものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当す る第3種農地である旨を説明。
- 議 長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いたします。 それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。
- 推進委員 8月21日、先ほどの4人で現地を確認して参りました。

現地は、栗原中央病院の東側に位置する平坦な水田でありますが、 周辺には、商業施設や公共施設等が建ち並び、隣接地にも住宅が建築 されている地域であり、周りにも特に影響はないものと確認してきま した。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

議 長 はい、20番。

20番委員 位置指定道路の造成という説明があったが、位置指定道路とは、どのようなものなのかを伺いたい。

議 長 事務局説明。

事務局 建築基準法上の道路を受けた私道であり、建物敷地は、幅員4m以上の道路に接することが求められており、今回の申請地は、基準を満たしていなかったことから、位置指定道路の造成も兼ねて宅地造成を行うものである旨を説明。

議 長 はい、20番。

20番委員 位置指定道路は、一般の人も通行できるのか、伺いたい。

議 長 事務局説明。

事務局 位置指定道路は、公道と同じ扱いになるので、一般の人の通行も可能となる旨を説明。

議 長 よろしいですか。他にありませんか。

一「質疑なし」の声一

議 長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番及び3番の2案件を審議します。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたしま す。 事務局 番号2番は、議案第5号、農地法第5条許可関連の案件で、若柳地区の田1筆 面積32㎡、畑1筆 面積102㎡、合計134㎡を宅地及び農地への進入路として造成するものであり、農地区分は、若柳総合支所から300m圏内に該当する第3種農地である旨を、

番号3番は、若柳地区の田3筆、面積828㎡、畑2筆、面積123㎡、合計951㎡を一般個人住宅の宅地及び進入路、駐車場として建築造成するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるので、例外規定で取り扱う旨を、

以上2案件を説明。

- 議 長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いたします。 それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。
- 推進委員 8月24日、先ほどの4名で現地確認調査を行って参りました。

番号2番は、後で審議される農地法第5条関連の案件で、宅地の進入路として整備されるものであり、現地は、若柳中学校グランド西側に位置し、隣接地は既に住宅が建築されておりましたので、特に問題はないものと判断しました。

番号3番は、住宅用地や住宅へ行くための進入路としての整備で、申請者の住宅は、地図でも分かるように伊豆沼周辺に位置しており、今回の新築に併せ、高台への住宅移転を考えての申請であり、周りにも特に影響はないものと確認してきました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議 長 はい、1番。

1番委員 番号3番の案件で、79番の1を分筆して一部転用の申請となって いるが、残りは田として利用していくのか、その辺の指導はどうなっ ているのかを伺う。

議 長 事務局説明。

事務局 公図では分かりませんが、現地は、1筆の用地に2枚の田が段差で存在しており、残りは法面となっている状況であります。今回は、県の指導の下、必要最小限の用地の転用ということで、高台にある田の部分を分筆し、転用するものである旨を説明。

議 長 よろしいですか。他にありませんか。

一「質疑なし」の声一

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申 請についての3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議 長 日程第9、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議します。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたしま す。 事務局 番号1番は、築館地区の田1筆 面積196㎡、畑1筆 面積47 ㎡、合計243㎡を所有権移転売買により譲り受け、居宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、宅地や山林に囲まれた 小集団の生産性の低い農地である第2種農地である旨を、

番号2番は、築館地区の田1筆 面積998㎡を賃貸借権設定により借り受け、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨を、

番号3番は、築館地区の畑1筆 面積1,771㎡の内、714㎡ を親戚から使用貸借権設定により借り受け、農機具修理業を拡張するための修理作業場及び資機材置場として建築造成するものであり、農地区分は、北側に広がりのある農地が存在する第1種農地に該当するところであるが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨を、

番号4番は、築館地区の畑1筆 面積675㎡を親子間の使用貸借権設定により貸借し、アパート1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨を、

番号5番は、平成30年7月19日付けで農振除外の公告があった 案件で、一迫地区の畑1筆 面積493㎡を親子間の使用貸借権設定 により貸借し、居宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地 区分は、宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地である第2 種農地である旨を、

以上、5案件を説明。

議 長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いたします。 それでは、議席番号13番 及川 正一 委員から報告願います。

13番委員 8月21日、氏家 推進委員及び鈴木 推進委員、事務局の菅原主 査、私と4人で書類審査及び現地確認を行って参りました。

詳細については、事務局から説明があったとおりでありますが、

番号1番は、一般個人住宅のための転用で、現地を見ますと、周辺は住宅が存在している地域であり、特に問題はないものと判断しました。

番号2番は、きれいに刈り払いされている転作田に太陽光発電施設を設置するための転用で、現地を見ますと、周辺にも影響なく、特に問題はないものと判断しました。

番号3番は、親戚から使用貸借し、修理作業場や資機材置場の農機 具修理業を拡張するための転用で、現地は、住宅農地に囲まれた農地 で管理されており、特に問題はないものと判断しました。

番号4番は、父から使用貸借し、アパート建築による不動産収入を 得るのための転用で、現地は、宮野中央に位置し周辺は住宅が建ち並 んでいる地域でありますので、特に問題はないものと判断しました。

番号5番も、父からの使用貸借で、一般個人住宅のための転用であり、現地周辺は、父の宅地や農地となっており、特に問題はないものと判断しました。

以上のとおり、現地確認してまいりましたので、ご審議の程、よろ しくお願いいたします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から8番までの3案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号6番及び7番は、農地法第4条で審議した関連案件で、

番号6番は、若柳地区の田1筆 面積261㎡を所有権移転売買により譲り受け、居宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、若柳総合支所から300m圏内に該当する第3種農地である

旨を、

番号7番は、若柳地区の田1筆 面積136㎡、畑1筆 125 ㎡、合計261㎡を所有権移転売買により譲り受け、居宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、若柳総合支所から300m圏内に該当する第3種農地である旨を、

番号8番は、4月の総会に農振除外案件で審議し、7月に許可が出ている案件で、金成地区の田1筆、面積4,769㎡を賃貸借権設定により貸借し、業務拡大に伴い飼料運搬車用の駐車場を造成するものであり、農地区分は、宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地である第2種農地である旨を、

以上、3案件を説明。

議 長 次に現地確認調査の結果報告をお願いたします。 それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

推進委員 8月24日、先ほどの4名で現地確認してまいりました。

番号6番及び7番は、先ほど審議いただきました農地法第4条の番号2番の関連となる案件であり、隣接地は既に住宅が建築されている地域で、今回の申請は、進入路を確保した上での売買となっており、特に問題はないものと判断しました。

番号8番は、業務拡張に伴う賃貸借権設定による飼料運搬車駐車場の業務用地としての案件であり、隣接地では、既に今回の貸出人から 隣接地を借り受け、営業を開始している状況となっていることから、 周辺にも影響ないものと判断しました。

以上、報告します。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議 長 質疑なしと認めます。 次に、第3区の番号9番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号9番は、栗駒地区の田1筆 面積3,507㎡の内、2,507㎡を同一人である個人所有から法人役員へ、賃貸借権設定により借り受け、障がい者用福祉施設1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、周辺500m以内に公共施設及び医療施設などが存在し、かつ、水道及び下水道が埋設されている道路の沿道区域の第3種農地である旨の1案件を説明。

議 長 次に現地確認調査の結果報告をお願いたします。 それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

推進委員 議案第4号、第5条許可申請について、報告いたします。

去る8月23日、吉田 農業委員、狩野 推進委員、事務局の千葉 主事、私の4人で書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

番号9番の現地は、山砂で被覆された休耕田となっておりました。 事業計画では、80cmの盛土を施行した後に福祉施設を建築するものとなっており、進入路及び排水等も確保される状況であります。また、周辺住民にも同意を得ている事業案件であるということでありますので、特に問題はないものと確認してきましたので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 一「質疑なし」の声一
- 議長質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につい

ての9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」の声―

議長ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申 請についての9案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議 長 ここで、午後 2時50分まで休憩します。 (休憩 午後 2時38分から2時50分まで)

議 長 それでは、休憩をとき、会議を再開します。(午後 2時50分)

議 長 日程第10、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題と いたします。

> 初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、一迫地区の田16筆 面積27,334㎡、新規による賃貸借権設定の1案件、

番号2番は、一迫地区の田11筆 面積17,869㎡、農地中間 管理事業による新規の賃貸借権設定の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田10筆 面積11,027㎡、

番号4番は、瀬峰地区の他1筆 面積740㎡、いずれも、所有権 移転売買の2案件、

番号5番は、瀬峰地区の田14筆 面積16,582㎡、法人設立 に伴う新規による賃貸借権設定の1案件、

番号6番は、瀬峰地区の田22筆 面積16,863㎡、更新によ

る賃貸借権設定の1案件、 以上、6案件を説明。

- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。 次に、第2区の番号7番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 番号7番は、若柳地区の田4筆 面積3,473㎡、新規による賃貸借権設定の1案件を説明。
- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。 次に、第3区の番号、8番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 番号8番は、栗駒地区の田4筆 面積4,309㎡、新規による賃貸借権設定の1案件を説明。
- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号の農用地利用集積計画についての8案件は、 原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号、農用地利用集積計画についての 8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議 長 日程第11、議案第6号、農用地利用集積計画変更願について、を 議題といたします。

> はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたしま す。

事務局 番号1番は、瀬峰地区の田32筆 面積26,272㎡、

番号2番は、瀬峰地区の田6筆 面積3,837㎡、

番号3番は、瀬峰地区の田1筆 面積2,442㎡、

番号4番は、瀬峰地区の他6筆 面積5,255㎡、いずれも、農地利用集積化円滑化事業による賃貸借権設定で、借人が法人設立に移行したため、農地所有適格法人への権利を移転し、貸付期間は、移転前の残期間になる旨、

以上、4案件を説明。

- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一

議 長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

- 事務局 番号5番は、志波姫地区の田18筆 面積20,727㎡、農地利用集積円滑化事業による賃貸借権設定の案件で、借人が経営移譲のため後継者の子へ権利を移転し、貸付期間は、移転前の残期間となる旨の1案件を説明。
- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号の農用地利用集積計画変更願についての5案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

- 一「異議なし」の声一
- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号、農用地利用集積計画変更願についての5案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議 長 日程第12、議案第7号、農用地利用配分計画について、を議題と いたします。

第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 農用地利用配分計画の貸人は、全て農地中間管理機構となります。 番号1番は、一迫地区の田11筆 面積17,869㎡、農用地利 用集積計画による新規の賃貸借権設定の1案件、

> 番号2番は、瀬峰地区の田30筆 面積19,468㎡、畑2筆 1,799㎡、合計21,267㎡、

番号3番は、瀬峰地区の田7筆 面積6,914㎡、

番号4番は、瀬峰地区の田15筆 面積13,300㎡、

番号5番は、瀬峰地区の田14筆 面積12,013㎡、

番号6番は、瀬峰地区の田17筆 面積20,588㎡、いずれ も、農地法第18条第6項の合意解約案件の関連で、借人が農地利用 適格化法人への移行に伴う再配分計画による賃貸借権設定の5案件、 以上、6案件を説明。

- 議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
 - ―「質疑なし」の声―
- 議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、農用地利用配分計画についての6案件は、 原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

- 一「異議なし」の声一
- 議長ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号、農用地利用配分計画についての 6案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議 長 日程第13、議案第8号、非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、高清水地区の畑1筆、面積413㎡、願出地は、平成 10年10月頃、先代の父が弟へ提供した農地に、住宅を建築し現在 に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨を、

番号2番は、一迫地区の畑1筆、面積152㎡、願出地は、平成6年に倉庫1棟を建築し現在に至っているものであり、今後も倉庫及び駐車場として利用するため、宅地への地目変更を願い出た旨を、

番号3番は、一迫地区の田1筆、面積8.38㎡、願出地は、平成9年5月頃、隣接地の土地所有者が自宅敷地用地として境界を越えてブロック塀を設置してしまったものであり、宅地への地目変更を願い出た旨を、

以上、3案件を説明。

議 長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

推進委員 去る8月21日、及川 農業委員、氏家 推進委員、事務局の菅原 主査、私の4人で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、図面や写真でも分かるように、申請地が所有者の住宅や塀の一部となっており、移住したときから既に利用されていることが、現地で確認できました。

番号2番も現況写真で分かるように、駐車所及び倉庫として利用している状況が、現地で確認できました。

番号3番も現況写真で分かるように、隣接地の土地所有者が自宅敷境界を越えてブロック塀を設置している状況が、現地で確認できました。

以上3件、許可にあたっては、特に問題はないと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

議 長 はい1番。

1番委員 番号3番の案件は、以前に総会で審議された記憶があるが、今回 は、なぜ隣接者、乗り越えられた人からの申請になったのか、伺いた い。

議 長 事務局説明。

事務局 番号3番は、4月の総会において農振除外の意見聴取で審議された 案件で、今回の申請は、第3者が境界を越えたブロック塀を建築して しまったという経過があり、農地転用の案件に該当することになると 思いますが、県の指導の下、遡りの農地転用ではなく、願出人からの 非農地証明で取り扱い、非農地証明後に地目変更の登記を行い、登記 完了後に願出人から隣接者に譲渡することで、両者で話し合いができ ている案件である旨を説明。

1番委員 理解のある温和な判断をされたと思いますが、本来であれば、ブロック塀を建てた隣接者からの申請が妥当な案件であるが、県の指導の下、両者で話し合い、寛大な気持ちで願出人が申請したものと理解いたしました。

議 長 他にありませんか。

一「質疑なし」の声一

議 長 質疑なしと認めます。 次に、第2区の番号4番の1案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

- 事務局 番号4番は、志波姫地区の畑1筆、面積255㎡、願出地は、平成9年頃、亡き夫が物置を建築し、宅地の出入り口として造成後、現在も利用しているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。
- 議 長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。
- 推進委員 8月24日、先ほどの4人で現地確認を行ってまいりました。 詳細については、事務局から説明があったとおりであり、 番号4番は、平成9年頃から物置が建築され、宅地への宅道として 20年の間も利用してきていることから、やむを得ないものと判断し てまいりました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
- 議 長 はい1番。
- 1番委員 地番の確認をお願いします。議案書には61番の3とあるが、参考 資料の公図には61番の5となっている。
- 議 長 事務局説明
- 事務局 説明資料の61番の5が誤りであり、61番の3にお詫びして、訂正をお願いいたします。なお、公図については、法務局において、登記簿と違った番号を付してしまったものであり、現在は、法務局で職権により訂正が完了している旨を説明。

- 議 長 他にありませんか。
 - 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。 次に、第3区の番号5番から7番までの3案件を審議します。 それでは、内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 番号5番は、栗駒地区の畑1筆、面積14㎡、願出地は、昭和52年7月頃に住宅を建築した際、宅地敷きとして一体的に利用され、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨を、

番号6番は、栗駒地区の畑2筆、面積30.72㎡、願出地は、昭和50年頃に住宅建築のため宅地造成を行った際、隣接の畑の一部が宅地敷きとして一体的に利用され、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨を、

番号7番は、栗駒地区の畑1筆、面積429㎡、願出地は、農業用施設の畜舎として利用していたが、昭和50年頃に家畜業を廃業し、その後物置として使用し現在に至っており、周囲も庭木で覆われ、宅地敷きとして利用されていることから、宅地への地目変更を願い出た旨を、

以上、3案件を説明。

- 議 長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、議席番号4番 吉田 優俊 委員から報告願います。
- 農業委員 去る8月23日、芳賀、狩野 両推進委員、事務局の千葉主事、私 の4人で栗駒総合支所において書類審査、その後、現地確認を行って まいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりでありますが、 番号5番は、宅地の一部としてブロック塀を設置した際、隣接の畑 に入り込んでいたものであり、 番号6番も、宅地の一部が隣接地に入り込んでいたことが、今回、 市が防火水槽建設のため測量を行った際に発覚したものであり、

番号5番、6番も当時の測量技術から生じたものと判断し、現状に併せての非農地証明願の申請であることから、やむ得ないものと判断しました。

番号7番は、当時、畜舎の農業用施設として利用し、廃業後、倉庫 及び宅地敷きと利用し、周辺も庭木で覆われ、今後、農地に戻すこと は不可能と、見て参りました。

3案件とも、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 一「質疑なし」の声一
- 議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号、非農地証明願についての7案件は、原案の とおり承認することに、ご異議ございませんか。

- 一「異議なし」の声一
- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第8号、非農地証明願についての7案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第8回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時20分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員